

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町を流れる一級河川である荒川は、わが国を代表する急流河川である。

荒川流域を地形区分で分けると、寄居町小園を境に三峰口までの上流域が河岸段丘域、熊谷市久下までの下流域が扇状地域であり、当町は河岸段丘域に位置することから、洪水発生などの危険性は低いと考えられる。ハザードマップにおいても、当会が立地する市街地地域においては、浸水の可能性は低い。

国土交通省荒川上流河川事務所では、概ね 200 年に 1 度起こる大雨(荒川流域の 3 日間総雨量 548mm)が降ったことにより、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、河口から上流 84.4km (深谷市) までの範囲を対象としてシミュレーションにより求めている。

荒川水系荒川浸水想定区域図 (平成 17 年 7 月 8 日、国土交通省関東地方整備局告示第 359 号) には、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深が示されている。

ただし、荒川水系荒川浸水想定区域図に係る市町村として当町は含まれていないが、僅かであるが当町についても以下に示すように浸水する区域がある。これによると、概ね 200 年に一回程度起こる大雨が降ったことにより荒川が氾濫した場合、当町では男衾地区赤浜の荒川に接する地盤の低い一部区域が浸水すると予測される。

当該浸水区域には人家はなく、浸水区域の東端に汚泥再生処理センターが、西端に工場が立地しているが、当該浸水想定区域は浸水深が 50cm 未満であり、いずれの施設も浸水域境界付近にあることから大きな被害の発生はないと考えられる。



■ 荒川浸水想定区域

(土砂災害：ハザードマップ)

当町における地区別の土砂災害等危険箇所数は、以下のとおりである。

町内の土砂災害等危険箇所は、町内全域で 165 箇所（平成 26 年度末）あり、地区別では西ノ入が 21 箇所と最も多く、以下順に末野地区、風布地区、桜沢地区、富田地区となっている。

■土砂災害等危険箇所数

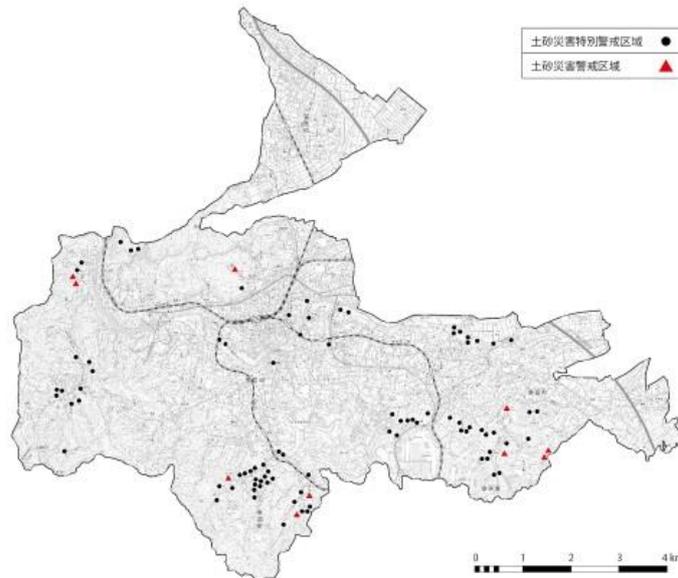
[平成 26 年度]

種別	地区	地区																				合				
		寄居	藤田	末野	金尾	風布	桜沢	折原	立原	秋山	三品	西ノ入	鉢形	露梨子	三ヶ山	保田	小栗	富田	赤浜	牟礼	今市		廣ノ巣	西古里	用土	
土砂災害危険箇所 (国土交通省所管)	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険区域(※1)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		急傾斜地崩壊危険箇所	8	0	14	5	14	7	10	0	2	8	11	6	2	0	3	2	6	2	4	0	0	0	2	106
	地すべり	地すべり防止区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		地すべり危険箇所	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	土石流	土石流危険渓流	1	1	3	3	2	9	2	0	3	2	10	1	0	0	0	0	9	0	5	3	0	0	0	54
小計		11	1	18	9	17	16	12	0	6	10	21	8	3	0	3	2	15	2	9	4	0	0	2	169	
山地災害危険箇所 (農林水産省所管)	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区	0	3	8	12	14	1	0	0	3	2	6	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	54
		地すべり防止区域(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	地すべり	地すべり危険地区	0	0	0	1	3	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		土石流	崩壊土砂流出危険地区	0	0	0	2	5	3	5	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計		0	3	8	15	22	4	7	0	9	4	8	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	86
合計		11	4	26	24	39	20	19	0	15	14	29	9	3	0	3	2	17	2	10	5	0	0	3	255	

注) ※1「急傾斜地崩壊危険区域」の箇所数は「急傾斜地崩壊危険箇所」の箇所数の内数である。

※2「地すべり防止区域」の箇所数は「地すべり危険地区」の箇所数の内数である。

資料) 寄居町資料、埼玉県熊谷県土整備事務所資料、埼玉県地域防災計画(平成 26 年 12 月)



■土砂災害警戒区域等の位置

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で94.8%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

令和元年10月の台風19号の影響では、県立川の博物館の本館とレストハウス、大水車の本体以外が全て水没した。また、山間部の金尾地区等では土砂崩れが多数発生し、一部地域に土砂崩れに伴う配水管破損による断水があった。(令和元年10月12日 災害救助法の適用)

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 175社
- ・うち、小規模事業者数 868社

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	147	116	町内に広く分散している。
	建設業	138	132	町内に広く分散している。
	卸・小売業	270	189	中心市街地並びに幹線道路沿いに多い
	サービス業他	620	431	中心市街地並びに幹線道路沿いに多い

出典：総務省・経済産業省「2018年経済センサス」

## (3) これまでの取組

### 1) 当会の取組

- ・事業者BCP対策セミナーの開催
- ・ビジネス総合保険(全国連)の周知及び加入促進
- ・総合火災共済(埼玉県火災共済協同組合)の周知及び加入促進
- ・防災備品(土のう、テント、バケツ等)の完備

### 2) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 令和2年に締結する「災害時における連携支援協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知【当会】

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険【商工会ビジネス総合保険】・共済加入等）について説明する。
- ・ 当会ホームページ、定期的な配布物等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和3年度末までに作成。

#### 3) 関係団体等との連携【当会】

- ・ 損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ【当会、当町】

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ (仮称) 寄居町事業継続力強化支援協議会（構成員：別表2参照）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施【当会、当町】

- ・ 自然災害（マグニチュード8.1の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員は安否報告を当会へ行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否と共に、確認できる範囲での家屋被害や道路状況等を当会と当町で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(当会と当町との連絡調整による)
- ・職員全員が被災により応急対策ができない場合、応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。(当会と当町との連絡調整による)
- ・町内の大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・町内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

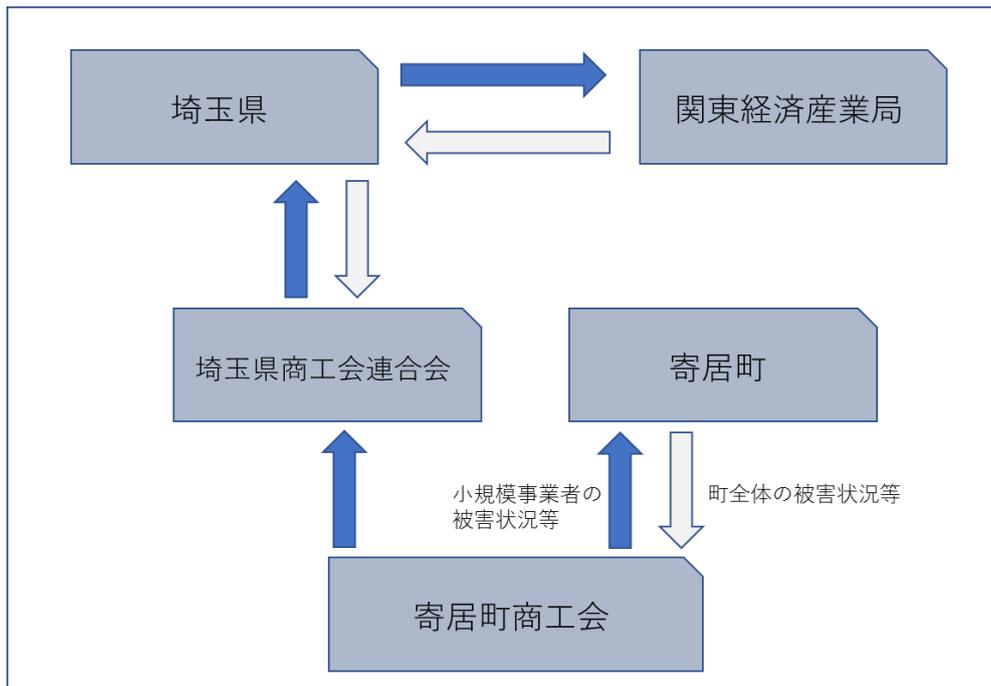
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当会と当町は、以下の間隔を目安に状況に応じて被害情報等を共有する。  
(例)

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
4週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を埼玉県産業労働部が指定する方法において、埼玉県商工会連合会を通じて埼玉県に報告する。



■事業継続力強化支援計画に係るスキーム図

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

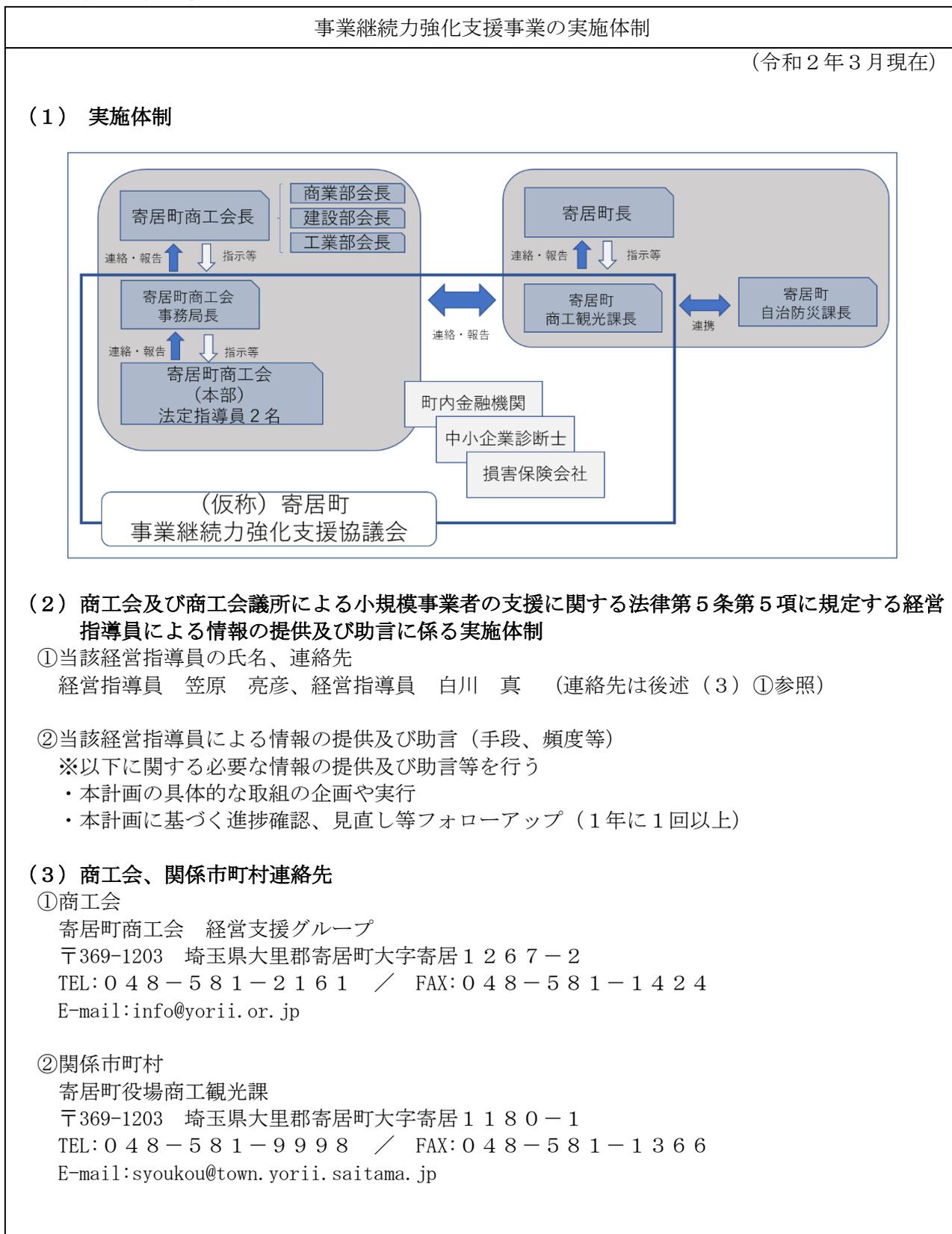
- ・ 当会と当町は、相談窓口の開設方法について相談し、状況に応じて安全性が確認された場所において当会が特別相談窓口を設置する。
- ・ 当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や埼玉県等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 笠原 亮彦、経営指導員 白川 真 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

寄居町商工会 経営支援グループ

〒369-1203 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1267-2

TEL: 048-581-2161 / FAX: 048-581-1424

E-mail: info@yorii.or.jp

②関係市町村

寄居町役場商工観光課

〒369-1203 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1

TEL: 048-581-9998 / FAX: 048-581-1366

E-mail: syoukou@town.yorii.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	55	55	55	55	55
チラシ作成費	10	10	10	10	10
通信運搬費	75	75	75	75	75
消耗品費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
中小企業等人材育成事業における助成金、会費収入、各種補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階  II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎 宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催  II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成  II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供
連携体制図等

